

令和8年度大分県事業承継支援員 公募要領

令和8年4月

委託者：大分県

受託者：大分県商工会連合会

令和8年度大分県事業承継支援員 公募要領

大分県商工会連合会（以下、「商工連」といいます。）では、令和8年度大分県事業承継支援員委託業務（以下、「本業務」といいます。）の運営にあたり、県内の中小企業・小規模事業者（以下、「中小企業者」といいます。）の円滑な事業承継を支援する「事業承継支援員」を以下の要領で募集します。

1 本業務の目的

大分県が令和7年度に実施した「事業承継に係るアンケート調査結果」を踏まえ、支援を希望する県内事業者を中心に、大分県事業承継・引継ぎ支援センター（以下、「センター」という）及び市町村と連携して、円滑な事業承継・引継ぎを支援することを目的としています。

2 募集職種・人数

事業承継支援員 1名

3 業務内容

- (1) 月平均15件の個別支援を行うこととする。
- (2) 市町村からの依頼に基づき、アンケート調査結果にて個別支援を求める事業者及び50歳以上の経営者に対し事業承継診の支援を行う。
- (3) 大分県事業承継・引継ぎ支援センター及び市町村と連携し、M&Aによる事業承継に係る案件の掘り起こしを行う。
- (4) 構成機関が中小企業者に対して実施する診断等を活用した、中小企業者の事業承継・引継ぎに係る悩み、課題、支援ニーズ等の掘り起こしのサポート。
- (5) 県内の市町村を定期的に訪問し、事業承継・引継ぎ支援や診断を活用した掘り起こしの重要性に理解を求める。
- (6) その他、県及び大分県事業承継・引継ぎ支援センターとの協議により、必要とされる業務を行う。

4 契約条件等

採用決定後、商工連と速やかに労働契約を締結します。

- (1) 勤務場所：大分県事業承継・引継ぎ支援センター事務所内（大分市金池町3丁目1-64）
- (2) 期間：（契約締結日～令和9年2月28日）
- (3) 報酬：日額25,000円（通勤手当等の諸手当、賞与、退職金は支給なし）
- (4) 加入保険：社会保険、雇用保険、労災保険
- (5) 旅費：業務のため出張した時は旅費を支給します。
- (6) 勤務時間：原則月14日勤務 8時30分から17時15分（うち休憩時間60分）

※土曜日、日曜日、祝日、年末年始は原則として休みです。

なお、後述の5（2）エに掲げる契約の解除事由のいずれかに該当すると認められる場合には、商工

連は関連法令を遵守の上、当該労働契約を解除することができ、かつ、5（2）エに基づき採用が取り消される場合があります。

5 応募資格及び応募に当たっての注意事項

(1) 応募資格

ア 以下のいずれかの要件を満たすこと

- (ア) 大分県内で幅広く人脈及びネットワークを有し、かつ事業承継に関して知見を有する者
- (イ) 金融機関又は商工団体等において事業承継支援の実務経験を有する者
- (ウ) 公認会計士、税理士、中小企業診断士、弁護士等の資格を有し、又はこれらと同等の能力を有すると認められ、かつ事業承継支援に関して知見を有する者
- (エ) (ア)～(ウ)に準ずる能力を有する者

イ 以下のいずれの要件も満たすこと

- (ア) 普通自動車運転免許を保有すること
- (イ) 県内の各支援機関や中小企業者を訪問する体力を有し、心身ともに健康であること
- (ウ) 基本的なパソコン操作（Word・Excel・PowerPoint 使用による資料作成等）ができること

(2) 応募に当たっての注意事項

- ア 応募時の提出書類作成等に係る契約前の費用は、自己負担となります。
- イ 支援によって得られた全ての成果は、原則として支援を受けた中小企業者に帰属します。
- ウ 本事業により知り得た支援を受けた中小企業者の秘密を厳守するとともに、これを自己の利益のために利用してはなりません。退職後も同様とします。
- エ 次に掲げる項目のいずれかに該当するときは、契約を解除することができるものとします。
 - (ア) 本事業の目的又は内容から逸脱した行為を行ったと認められる場合
 - (イ) 応募時の提出書類の内容に虚偽があることが判明した場合
 - (ウ) 大分県、商工連に虚偽の報告をしたことが判明した場合
 - (エ) 法令等に違反する行為を行ったと認められる場合
 - (オ) 社会的信用を失墜する行為を行った場合
 - (カ) 心身に著しい障害があり、事業承継支援員としての業務に耐えられないと認められる場合
 - (キ) その他、事業承継支援員として不適格と認められる場合

6 選考について

(1) 選考方法

商工連において、応募者から提出された書類の書面審査を行い、書面審査通過者を面接審査した上で、事業承継支援員として採用する者を決定します。

(2) 選考基準

事業承継支援員の選考は、以下の選考基準に基づいて行います。

ア 提出書類の内容が、実施施策の意図と合致していること

- イ 中小企業者の事業承継に関する課題、第三者承継の支援体制・支援ニーズの状況を的確に把握していること
- ウ 事業の運営にあたり、本事業への熱意、優れたコミュニケーション能力等を有していること
- エ 中小企業者の経営課題の抽出や課題克服策等、経営支援に関する優れた知識・経験、又は優れた能力・資質を有していること
- オ 中小企業者の事業承継に関する経営課題の克服を支援するため、適切に専門人材を活用する優れた経験、又は優れた能力・資質を有していること
- カ 大分県内の支援機関等との良好な連携関係を構築するにあたり、優れた経験・ネットワーク、又は優れた能力・資質を有していること
- キ 幅広い分野において優れた知見・支援ノウハウを有していること、又は知見・支援ノウハウを構築し得る能力・資質を有していること
- ク 大分県内外の支援機関の特徴、専門家、国や自治体の施策に関する優れた知見を有していること、又はそうした知見を得る能力・資質を有していること

(3) 採用者数

1名

ただし、今回の公募及び審査において、適当と思われる採用候補者がいない場合は採用を行わず、再度応募者を募集し、審査の上、採用者を決定します。

7 応募について

(1) スケジュール

募集開始	令和8年4月1日(水)
募集締切	<u>令和8年4月6日(月) 15時まで【必着】</u>
一次審査(書面審査)	令和8年4月6日(月)
二次審査(面接審査)	書面審査を通過した方のみ面接審査を実施します。
審査結果の連絡	書面にて通知します。
勤務開始日	<u>令和8年4月10日(金)</u>

(2) 応募方法

(3)の提出書類を一つの封筒に入れ、令和8年4月6日(月) 15時まで【必着】に商工連(「7 問い合わせ先」を参照)まで郵送又は持参してください。提出書類は、日本語で作成してください。提出された書類に不備がある場合は、受理しません。

提出時、封筒の宛先面に「令和8年度 大分県事業承継支援員募集に係る応募書類 在中」と朱書きをお願いします。なお、提出された書類は返却しません。

(3) 提出書類及び提出部数

ア 履歴書(書式自由・写真添付) . . . 1部

※電話番号を必ずご記載ください

- イ 実務実績書（A4版・書式自由）・・・1部
（ア）経験した業務内容
（イ）事業承継に関する支援実績（主体的に関与した事例を3つ程度）
（ウ）専門分野・得意分野（具体的に）
- ウ 資格を有することを証明する書類又はその写し・・・1部
※資格をお持ちの方のみ
- エ 暴力団排除に関する誓約書（所定様式）・・・1部
- ※ 応募（書類及びお問い合わせを含む）の秘密は、厳守します。
提出いただいた書類は、本件の採用選考目的以外には使用しません。

（4）審査結果の通知

採用、不採用の結果については、書面で通知します。なお、採否に関する問い合わせについては、回答しかねますので、ご了承ください。

8 問い合わせ先

〒870-0026 大分県大分市金池町3丁目1-64 大分県中小企業会館5階
大分県商工会連合会 経営支援課（担当：佐藤・角谷）
TEL：097-534-9507
FAX：097-537-0613
Mail：shienka@oita-shokokai.or.jp